（１）「根室市通年雇用促進協議会」**支援の対象者**は下記のとおりです。

（令和元年度）

**★　根室市にお住まいの通年雇用化を希望する季節労働者の方。**

**※　季節労働者とは、次のいずれかに該当する方。**

**①　雇用保険の「短期雇用特例被保険者」として雇用されている方。**

**②　直近の離職が平成３０年４月１日以降であり、その離職に係る雇用保険の被保険者種類が「短期雇用特例被保険者」であった方。**

**③　雇用保険の被保険者種類が一般保険者であった方が離職して、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない方であり、かつ前々職に係る雇用保険の被保険者が「短期雇用特例被保険者」であった方（前々職に係る離職が事業年度開始日の１年以上前であった方は除く）**

**（２）「地山の掘削土留め支保工作業主任者」とは**

掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削作業を行うための作業場において掘削作業・土止めの安全対策・指導などを行う掘削の専門家です。

* 掘削面の高さが２メートル以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く）の作業
* 土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け及び取りはずしの作業には作業主任者が必要です。

　この作業主任者は、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者の中から、事業主により選任されます。

地山（参考条文：安衛則第359条）、土止め（参考条文：安衛則第374条）

**（３）「地山の掘削土留め支保工作業主任者技能講習」受講資格条件**

１．**地山の掘削作業又は土止め支保工の組立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者。**

２．大学、高等学校等において、土木、建築又は農業土木を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削作業又は土止め支保工の組立て等の作業に従事した経験を有する者。

【注】上記の受講資格は、年少則の関連から満18歳以上からの経験年数です。